

令和7年第1回軽井沢町議会定例会3月第1回会議
議 事 日 程（第1号）

令和7年 3月24日
午後1時30分 再 開
散 会

開 議 宣 告
議事日程の報告
町長あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議期間の決定

議案の上程、提案説明、質疑、討論、表決

- 日程第 3 議案第36号 令和7年度軽井沢町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第37号 令和7年度軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 同意第2号 副町長の選任について
- 日程第 6 発委第2号 軽井沢町議会傍聴規則の一部改正について

令和7年第1回軽井沢町議会定例会3月第1回会議
会 議 日 程

日次	月 日	曜日	開議時刻	会議名	摘 要
1	3月24日	月	午後1時30分	本会議	○再開 ○町長あいさつ ○会議録署名議員の指名 ○会議期間の決定 ○議案の上程・提案説明 ○質疑・討論・表決 ○散 会

発 委 第 2 号

軽井沢町議会傍聴規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項、第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和7年 3月24日

軽井沢町議会議長 遠山 隆雄 殿

提 出 者

議会運営委員会

委員長 土屋 好生

軽井沢町議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）

軽井沢町議会傍聴規則（昭和62年輕井沢町議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「傍聴席」を「傍聴人」に改め、同条中「50人」を「30人」に、「45人」を「25人」に改める。

第5条第5項中「傍聴人が」を「傍聴券の交付を受けた者が傍聴席に」に改め、同条第6項中「傍聴人」を「傍聴券の交付を受けた者」に改める。

第7条第1項第1号中「人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす」を「他人に危害を加える」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第7条第1項第3号から第5号までを削り、同項第6号を同項第3号とし、同項第7号中「議事を妨害する」を「会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「傍聴人」を「会議を傍聴しようとする者」に、「前項第1号から第5号」を「前項第1号から第2号」に、「物品」を「物」に改める。

第8条第1号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしない」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第8条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。

第8条第5号を削り、同条第6号中「又は議事の妨害」を「会議を妨害し、又は他人の迷惑」に改め、同号を同条第5号とする。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

軽井沢町議会傍聴規則の一部改正理由

【改正理由】

標準町村議会傍聴規則の一部が改正され、現在における社会情勢の変化に対応するとともに、住民に開かれた議会の実現を図るため、議場における傍聴の規定の見直しが行われたことから、同規則を基準とする本規則の改正を行うもののほか、所要の改正を行うもの。